平成２５年（フ）第１０５号
大分市泉町13番10号アーバングリーン泉504
債務者　有働　弘明
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８８号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目８番43号　シティーポート秋南102
債務者　オオヤマ印刷こと　大山　友邦
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
福島県須賀川市並木町98番地１
債務者　佐藤　敏一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉津　健三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番10―21号
債務者　浦川　嘉雄
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８号
兵庫県川西市大和東２丁目33番地の14、前住所兵庫県川西市東畦野２丁目１番29―305号
債務者　髙橋　直仁
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４７号
岐阜県大垣市青墓町１丁目224番地１
債務者　貴田小百理
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
松江市黒田町51番地８黒田タウンハウスＣ棟
債務者　山根　博之
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
松江市美保関町美保関432番地
債務者　若浦　芳雄
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５号
千葉県富津市青木３丁目１番地11　Ｇ
債務者　森　　正大
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第８１号
岡山県倉敷市福田町浦田2391番地21ウィンディア浦田Ａ―101
債務者　松本　慎吾
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
埼玉県草加市原町１丁目１番10号
債務者　根本　文雄
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷945番地１
債務者　染井　達也
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
埼玉県越谷市大字砂原156番地、住民票上の住所栃木県那須郡那須町大字漆塚792番地４
債務者　永澤　佑臣
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
埼玉県春日部市藤塚2773番地３　関根方、旧住所埼玉県春日部市六軒町548番地
債務者　山中　幸治
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
鹿児島県奄美市名瀬平田町27番１号
債務者　内野　孝明
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５１号
群馬県高崎市上佐野町404番地１　シティハイツ田胡102号
債務者　ＤＥ　ＢＡＲＲＯＳ　ＲＥＩＮＡＬＤＯ
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７４号
群馬県高崎市箕郷町上芝448番地18
債務者　三輪アウロラ
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５７号
埼玉県川越市岸町１丁目36番地１テラスサンシャインＢ棟106号室、前住所埼玉県川越市仙波町４丁目16番地25
債務者　昼間　治彦
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部